

■小売電気事業者

TERA Energy株式会社(登録番号 A0582)
京都府京都市右京区西京極堤外町18-124

■問合せ先及び受付時間

TERA Energy株式会社
電話:075-874-4851(平日 10時~16時)
問合せフォーム:<https://tera-energy.com/faq/#contact>

■電気料金について

お客さまに適用される電気料金の算出方法は、以下のプランから選定していただきます。なお、契約電力は、従前の小売電気事業者との間で適用されていた契約電力が適用されます。

(1)市場連動プラン

市場連動プランは、以下の計算式により電気料金を算出します。表示金額は税込です。

電気料金=託送料金+電力量料金+再生可能エネルギー発電促進賦課金

・託送料は当該一般送配電事業者の定める料金により算出します。

・電力量料金は、以下の計算式により算出します。

電力量料金={電気量単価(エリアプライス×消費税率+6.6円)×30分毎の使用量}を積算した金額
電気量単価は、一般社団法人日本卸電力取引所の30分毎に示されるエリアプライス×消費税率に使用電力量1キロワットアワー当たり手数料6.6円を加算した価格とします。その際の一般社団法人日本卸電力取引所市場のエリアプライスの該当地域は、お客さまの需要場所により決定します。

(2)固定単価プラン

固定単価プランは、月額電気料金を以下の計算式により算出します。表示金額は税込です。

電気料金=託送料金+電力量料金+再生可能エネルギー発電促進賦課金

・託送料はお客さまの需要場所当該地域の一般送配電事業者が定める料金により算出します。

・電力量料金は、以下の計算式により算出します。

電力量料金=(固定単価+電源コスト調整単価)×月々の使用量

・固定単価は以下の【電気量固定単価表】の通りです。

【従量電灯:固定単価】(円/kWh)									
エリア	北海道	東北	東京	中部	北陸	関西	中国	四国	九州
従量電灯 固定単価	24.09	19.41	21.02	20.58	18.97	18.14	19.63	19.17	17.62
【低圧電力:固定単価】(円/kWh)									
エリア	北海道	東北	東京	中部	北陸	関西	中国	四国	九州
低圧電力 固定単価	22.77	20.42	22.43	21.80	20.94	18.74	19.55	21.02	18.23

・電源コスト調整単価は、請求月の3ヶ月より過去6ヶ月の電源調達に要した費用の総額を総供給電力量で除すことにより算定し、電気料金に反映します。算定方法は以下の計算式により算

出します。電源調達に用いた費用とは、電力の仕入価格およびJEPX利用量＋容量拠出金を合計した金額とします。

電源コスト調整単価(±〇円/kWh)

＝調達電源コストの加重平均(過去6ヶ月)－基準電源コスト

■お申込み方法、ご契約の成立について

(1)電力小売供給契約は、当社所定の様式によってお客さまよりお申込みいただき、これに対して、当社が供給承諾の意思表示を行ったときに成立いたします。ただし、当社は、法令、電気の供給状況、供給設備の状況、当社の設定する与信基準等により、電力小売供給契約の申込みを承諾できない場合があります。

(2)当社は、お客さまの電力小売供給契約の申込みを承諾したときに、お客さまに供給開始予定日を通知し、供給準備その他必要な手続きを経たのち、すみやかに電気を供給いたします。

■需給契約期間および自動更新について

契約期間は電気の契約成立後、料金適用開始の日以降1年目の日までとします。ただし、契約期間満了に先だってお客さま、または当社から別段の意思表示がない場合は、本契約は契約期間満了後も1年ごとに同一条件で継続されるものとします。別段の意思表示は、お客様に対し、当社所定の書面をもって行うものとします。

■切替のお手続きおよび計量器工事について

従前の小売電気事業者からの切替のお手続きおよび計量器工事は、計量器の位置を変更しない場合は、お客さまの費用負担なしで実施されるものとします。お客さまの要望で、位置や配線の変更を希望される場合は、お客様の費用負担となる場合がございます。

■従前の電力契約解除に伴う不測の不利益について

従前の小売電気事業者との契約を解除することにより、以下のような不利益を被る可能性があります。実際どのような不利益を被るかは従前の小売電気事業者にご確認ください。

- ①過去電力使用量の照会不可
- ②契約期間中の解約に伴う違約金の発生(複数年契約などの場合)
- ③発行ポイントの失効
- ④継続利用割引に適用される継続利用期間の解除

■追加情報の提供について

当社加入申込書にご記入いただいた事項に加え、後日必要な情報の提供をお願いする場合がございます。

■電気料金の算定期間の変更について

電気料金の算定期間は、前月の検針日(計量日)から当月の検針日(計量日)の前日までの期間になります。

■電力使用量および請求金額の通知について

お客さまには、電子メールまたは郵送により電力使用量および請求金額を通知いたします。なお、当社からお客さまへの請求金額の通知日数は、検針日から第8営業日までいたします。

■電気料金等のお支払について

(1)電気料金のお支払には、振込、口座振替、コンビニエンスストアおよびクレジットカードでの支払いを選択いただけます。ただし、クレジットカードでの支払いは、個人契約のみといたします。

(2)電力使用量および請求金額通知の郵送発行を希望される場合、電気料金に加え毎月160円(税別)の発行手数料をいただきます。

■クレジットカードでのお支払を選択されるお客様へ

(1)お客さまは、料金等を、お客さまが指定するクレジットカードで、当該クレジットカード会社の規約に基づいて支払うものとします。

(2)お客さまは、お客さまから当社に申し出をしない限り継続して前項と同様に支払うものとします。また、当社が、お客さまが指定したクレジットカードの発行カード会社の指示により、お客さまが指定したクレジットカード以外で当社が料金等の請求をした場合も、お客さまは、当該請求に基づき支払うものとします。

(3)お客さまが指定したクレジットカードのクレジットカード番号・有効期限・名義に変更があった場合、お客さまは遅滞なく当社にその旨を連絡するものとします。

(4)当社は、お客さまが指定したクレジットカードの会員資格を喪失した場合はもちろん、お客さまが指定したクレジットカード会社の利用代金の支払い状況によっては、当社またはお客さまの指定したクレジットカード会社の判断により一方的にクレジットカード支払いを拒否するものとします。

■お客様が行う契約種別(契約プラン)の変更について

お客さまが、当社の契約種別の変更を希望される場合、変更申込み日から10営業日以降の検針日から変更をいたします。なお、契約期間に関わらず、変更に伴う手数料はいただきません。

■お客さまが行う契約の解除について

(1)お客さまが需給契約の自動更新を希望されない場合、契約期間満了日の属する月の前月末日までに、当社に対して事前の解約のお申し出をいただく事で本契約を解約することができます。

(2)お引越しの場合は、電気の使用停止日が決まり次第、当社に対して事前に解約のお申し出をいただくことで、本契約を解除することができます。遡っての停止はお受け致しかねます。

(3)上記以外での一年未満の契約解除の申し出の場合、契約解除を希望する日の属する月の前月末日までに、当社に対して事前の解約のお申し出をいただく事で本契約を解約することができます。

(4)他の小売電気事業者へ切替をされる場合は、当社への契約解除のお申し出は不要ですが、切替日は、新しく契約される小売電気事業者へ問合せください。

■当社が行う契約の解除について

当社は、次のいずれかに該当する場合には、本契約を解除することができます。

①電気需給約款によって電気の供給を停止されたお客さまが当社の定めた期日までにその理由となった事実を解消しない場合

②お客さまが、電気使用終了期日の通知をせず、その需要場所から移転し、電気を使用していないことが明らかな場合

③支払期日を30日経過してもお客さまが料金等を支払われない場合

④その他、お客さまが電気需給約款の規定に違反した場合

■個人情報の共同利用について

当社は、申込受付、契約の締結・履行、提供可否判断および提供、料金計算および料金請求、複数の供給施設を対象とした合算請求、各種手続きのご案内、情報の提供等のお客さまサポート、不正契約・不正利用・不払いの発生防止および発生時の調査、対応設備等の保守・保全、アンケートの実施、商品・サービスの改善・開発、商品・サービスに関する広告・宣伝物の送

付・勧誘・販売、関係法令により必要とされている業務その他これらに付随する業務を行うために必要な範囲内で利用させていただきます。

(1)共同利用する者の範囲

当社は以下の者との間でお客さまの個人情報を共同で利用することがあります ※1

- ①小売電気事業者 ※2
- ②一般送配電事業者 ※3
- ③電力広域的運営推進機関
- ④需要抑制契約者 ※4

(2)共同利用の目的

- ①託送供給契約又は電力量調整供給契約(以下「託送供給等契約」といいます。)の締結、変更又は解約のため
- ②小売供給契約(離島供給及び最終保障供給に関する契約を含む。)又は電気受給契約(以下「小売供給等契約」といいます。)の廃止取次 ※5 のため
- ③供給(受電)地点に関する情報の確認のため
- ④電力量の検針、設備の保守・点検・交換、停電時・災害時等の設備の調査その他の託送供給等契約に基づく一般送配電事業者の業務遂行のため
- ⑤ネガワット取引に関する業務遂行のため

(3)共同利用する情報項目

- ①基本情報:氏名、住所、電話番号及び小売供給等契約の契約番号
- ②供給(受電)地点に関する情報:託送供給等契約を締結する一般送配電事業者の供給区域、離島供給約款対象、供給(受電)地点特定番号、託送契約高情報、電流上限値、接続送電サービスメニュー、力率、供給方式、託送契約決定方法、計器情報、引込柱番号、系統連系設備有無、託送契約異動年月日、検針日、契約状態、廃止措置方法
- ③ネガワット取引に関する情報:発電販売量、需要調達量、需要抑制量、ベースライン

(4)共同利用の管理責任者

- ①基本情報:小売供給等契約を締結している小売電気事業者(但し、離島供給又は最終保証供給を受けている需要者に関する基本情報については、一般送配電事業者)
- ②供給(受電)地点に関する情報:供給(受電)地点を供給区域とする一般送配電事業者 ③ネガワット取引に関する情報:需要抑制契約者

■契約内容の更新、変更時のご説明について

ご契約の更新、変更に伴うご説明については、以下の事項といたします。

①契約の更新:「■需給契約期間および自動更新について」を対象とします。

※1:当社は、共同利用の目的のために必要な範囲の事業者に限定してお客さまの個人情報を共同利用するものであり、必ずしも全ての小売電気事業者、一般送配電事業者及び需要抑制契約者との間でお客さまの個人情報を共同利用するものではありません。

※2:小売電気事業者とは、電気事業法(昭和39年7月11日法律第170号)第2条の5第1項に規定する登録拒否事由に該当せず、小売電気事業者として経済産業大臣の登録を受けた事業者(電気事業法等の一部を改正する法律(平成26年法律第72号)の附則により、小売電気事業者の登録を受けたとみなされた事業者を含みます。)をいいます(事業者の名称、所在地等につきましては、資源エネルギー庁のホームページ

(http://www.enecho.meti.go.jp/category/electricity_and_gas/electric/summary/retailers_list/)をご参照ください)。

※3:一般送配電事業者とは、北海道電力株式会社、東北電力株式会社、東京電力パワーグリッド株式会社、中部電力株式会社、北陸電力株式会社、関西電力株式会社、中国電力株式会社、四国電力株式会社、九州電力株式会社及び沖縄電力株式会社をいいます。

※⁴：需要抑制契約者とは、一般送配電事業者たる会員との間で需要抑制量調整供給契約を締結している事業者（契約締結前に事業者コードを取得している事業者を含みます）をいいます（事業者の名称、所在地等については、電力広域的運営推進機関のホームページ（<https://www.occto.or.jp/privacy/negawatt-jigyousya.html>）をご参照ください）。

※⁵「小売供給等契約の廃止取次」とは、お客さまから新たに小売供給等契約の申込みを受けた事業者が、お客さまを代行して、既存の事業者に対して、小売供給等契約の解約の申込みを行うことをいいます。申込受付以下の者との間でお客さまの個人情報を共同で利用することがあります。

②法令改廃に伴う形式的な変更等の実質的内容を伴わない変更：変更事項を対象とします。

③②以外の変更：変更事項を対象とします。

■電気料金の改定に関するお客さま承諾について

当社は、他の小売電気事業者の電気料金が改定された場合や、託送供給約款の改定または発電費用や電力調達費用等の変動により料金改定が必要となる場合、電気需給約款および料金単価を改定することがあります。その場合、新たな電気料金およびその適用開始日を検針票（請求書）および電子メールその他の方法により、お客さまに通知いたします。新たな電気料金をご承諾いただけない場合、電気需給約款の変更の通知受領後30日以内に当社に対してご解約のお申し出をいただくことで、「■需給契約期間および自動更新について」の定めにかかわらず、本契約を解除することができます。解約のお申し出が前文で定める期限までにない場合は、電気需給約款の変更をご承諾いただけたものとみなします。

申し込みに当たって重要事項説明を受け、同意しました。

年 月 日

氏名： _____

印

住所： _____